

地震被災建築物相談業務実施要領

目 的

令和3年2月13日に発生した地震により被災された住宅・建築物の安全性や補修及び改修方法等の相談に応じ、現地に相談員を派遣するなど生活再建の支援を行うとともに適正な改修の促進を図られることを目的とする。

業務内容

次にかかる相談等に対応し、必要に応じて現地相談を行う。

- 1 被災住宅・建築物の安全性確保等に関する相談
- 2 被災住宅・建築物の補強・修繕方法等に関する相談
- 3 その他住宅・建築物再建等に係る相談や情報提供

対象者

地震により被災を受けた方を対象とし、範囲は県内全域とする。

相談員の派遣

次にかかる相談員の派遣を実施する。

- 1 市町村等からの要請に応じ派遣する。
 - (1) 個別相談希望者への派遣
 - (2) 住宅等相談会への派遣
- 2 個人の方からのご希望に応じ派遣する。
 - (1) 本協会（本部及び支部）へ直接電話等で相談があり、現地相談の依頼があった場合は、会員（相談員）を派遣する。
 - (2) 会員（相談員）の派遣は、支部長の指示のもとに支部で実施する。

相談受付窓口

- 1 受付窓口は支部事務局とする。
- 2 本部で受付した場合は、支部事務局に連絡する。

相談方法

1 電話相談

- 1) 費用は無料とする。
- 2) 対応は、会員（相談員）で行う。
- 3) 報告書は、様式1「建築物被災相談報告書（無料）」とする。
- 4) 支部における相談結果は、本部に月末まで報告する。

2 現地相談

1) 相談員

相談員は木造、非木造の場合とも建築士2名を原則とする。

2) 相談方法

- ・目視又は簡易な測定機械による調査（一次調査）とする。
- ・復旧・復興のための本格的な調査（二次調査）は別途とする。

3) 相談費用

- ・木造11,000円（消費税を含む）とする。
- ・非木造33,000円（消費税を含む）とする。
- ・相談費用には報告書作成を含むものとする。
- ・相談を実施した会員（相談員）が直接受領するものとする。
- ・依頼者の要望により、請求書、領収書を発行する。

4) 報告書

- ・木造：様式2「建築物被災状況現地相談報告書（木造）」とする。
- ・非木造：様式3「建築物被災状況現地相談報告書（非木造）」とする。
- ・必要に応じて、写真を添付する。
- ・現地相談後、相談依頼者に交付する（後日、整理後でも可とする）。
- ・上記報告書の写しは、後日、支部を通じて本部に送付する。

業務の開始

業務の開始時期は令和3年3月1日とする。

業務の完了

業務の完了時期は令和3年4月30日とする。